

手数料の名称	金額
<p>高圧ガス製造許可申請手数料 (冷凍を除く)</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者（次に掲げる者を除く。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、23の項及び37の項において同じ。）が1,000万立方メートル以上の設備 560,000円</p> <p>(イ) 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 340,000円</p> <p>(ウ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 220,000円</p> <p>(エ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 140,000円</p> <p>(オ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 110,000円</p> <p>(カ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 86,000円</p> <p>(キ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 68,000円</p> <p>(ク) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 54,000円</p> <p>(ケ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 31,000円</p> <p>イ 同号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。23の項及び37の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備 91,000円</p>

	円
	(イ) 処理容積が 500 万立方メートル以上 1,000 万立方メートル未満の設備 75,000 円
	(ウ) 処理容積が 100 万立方メートル以上 500 万立方メートル未満の設備 60,000 円
	(エ) 処理容積が 50 万立方メートル以上 100 万立方メートル未満の設備 44,000 円
	(オ) 処理容積が 10 万立方メートル以上 50 万立方メートル未満の設備 27,000 円
	(カ) 処理容積が 2 万 5,000 立方メートル以上 10 万立方メートル未満の設備 21,000 円
	(キ) 処理容積が 5,000 立方メートル以上 2 万 5,000 立方メートル未満の設備 16,000 円
	(ク) 処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備 13,000 円
	(ケ) 処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備 11,000 円
	(コ) 処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備 7,400 円

手数料の名称	金額
高圧ガス製造施設変更許可 申請手数料 (冷凍を除く)	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（イに掲げる者を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して1,000万立方メートル以上増加する場合 370,000円</p> <p>(イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合 220,000円</p> <p>(ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合 150,000円</p> <p>(エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合 93,000円</p> <p>(オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合 69,000円</p> <p>(カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合 61,000円</p> <p>(キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 57,000円</p> <p>(ク) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 39,000円</p>

	<p>(ケ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 200 立方メートル未満増加する場合 26,000 円</p> <p>(コ) その他の場合 16,000 円</p> <p>イ 同号に該当する同条第 1 項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 1,000 万立方メートル以上増加する場合 65,000 円</p> <p>(イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 500 万立方メートル以上 1,000 万立方メートル未満増加する場合 53,000 円</p> <p>(ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 100 万立方メートル以上 500 万立方メートル未満増加する場合 44,000 円</p> <p>(エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 50 万立方メートル以上 100 万立方メートル未満増加する場合 31,000 円</p> <p>(オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 10 万立方メートル以上 50 万立方メートル未満増加する場合 18,000 円</p> <p>(カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 2 万 5,000 立方メートル以上 10 万立方メートル未満増加する場合 14,000 円</p> <p>(キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 5,000 立方メートル以上 2 万 5,000 立方メートル未満増加する場合 12,000 円</p> <p>(ク) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満増加する場合 9,200 円</p> <p>(ケ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満増加する場合 8,200 円</p>
--	--

	(コ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 200 立方メートル未満増加する場合 5,100 円 (サ) その他の場合 3,200 円
--	---

手数料の名称	金額
高圧ガス製造施設変更許可 申請手数料 (冷凍)	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ウ 同項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合)にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。)に比して3,000トン以上増加する場合 69,000円</p> <p>(イ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合 62,000円</p> <p>(ウ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合 55,000円</p> <p>(エ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合 38,000円</p> <p>(オ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合 30,000円</p> <p>(カ) その他の場合 16,000円</p>

<p>製造保安責任者試験手数料</p>	<p>ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,300 円（(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して願書を提出する場合（以下この項、次項及び 77 の項において「電子情報処理組織により願書を提出する場合」という。）にあつては、8,800 円）</p> <p>イ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 8,700 円（電子情報処理組織により願書を提出する場合にあつては、8,200 円）</p> <p>ウ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,300 円（電子情報処理組織により願書を提出する場合にあつては、8,800 円）</p> <p>エ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,300 円（電子情報処理組織により願書を提出する場合にあつては、8,800 円）</p> <p>オ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 8,700 円（電子情報処理組織により願書を提出する場合にあつては、8,200 円）</p>
---------------------	--

<p>特定施設保安検査手数料 (冷凍を除く)</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（イに掲げる者を除く。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備 610,000円</p> <p>(イ) 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 370,000円</p> <p>(ウ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 250,000円</p> <p>(エ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 150,000円</p> <p>(オ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 120,000円</p> <p>(カ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 95,000円</p> <p>(キ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 75,000円</p> <p>(ク) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 60,000円</p> <p>(ケ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 33,000円</p> <p>イ 同号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備 95,000円</p> <p>(イ) 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 80,000円</p>
--------------------------------	--

	<p>(ウ) 処理容積が 100 万立方メートル以上 500 万立方メートル未満の設備 64,000 円</p> <p>(エ) 処理容積が 50 万立方メートル以上 100 万立方メートル未満の設備 47,000 円</p> <p>(オ) 処理容積が 10 万立方メートル以上 50 万立方メートル未満の設備 31,000 円</p> <p>(カ) 処理容積が 2 万 5,000 立方メートル以上 10 万立方メートル未満の設備 22,000 円</p> <p>(キ) 処理容積が 5,000 立方メートル以上 2 万 5,000 立方メートル未満の設備 20,000 円</p> <p>(ク) 処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備 15,000 円</p> <p>(ケ) 処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備 12,000 円</p> <p>(コ) 処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備 7,700 円</p>
--	---

<p>特定施設保安検査手数料 (冷凍)</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ウ 同項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 冷凍能力が3,000トン以上の設備 120,000円</p> <p>(イ) 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備 95,000円</p> <p>(ウ) 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 76,000円</p> <p>(エ) 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 60,000円</p> <p>(オ) 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 42,000円</p>
-----------------------------	---

<p>容器検査等手数料</p>	<p>ア 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額</p> <p>(イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき16,000円</p> <p>(ウ) 内容積500リットル未満の容器 1個につき6,600円</p> <p>イ 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器（アに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 内容積150リットル以上の容器 1個につき320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額</p> <p>(イ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき320円</p> <p>(ウ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき260円</p> <p>(エ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円</p> <p>(オ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき150円</p> <p>ウ 高強度鋼容器（ア又はイに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 内容積30リットル以上の容器 1個につき210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額</p>
-----------------	---

	<p>(イ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1 個につき 210 円</p> <p>(ウ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1 個につき 160 円</p> <p>(エ) 内容積1リットル未満の容器1個につき 140 円</p> <p>エ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき 7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額</p> <p>(イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき 7,100 円</p> <p>(ウ) 内容積150リットル以上500リットル未満の容器 1個につき 800 円</p> <p>(エ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき 210 円</p> <p>(オ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1 個につき 170 円</p> <p>(カ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1 個につき 110 円</p> <p>(キ) 内容積1リットル未満の容器1個につき 80 円</p>
--	---

<p>附属品検査等手数料</p>	<p>ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 内容積150リットル以上の容器 1個につき31円 (イ) 内容積150リットル未満の容器1個につき24円</p> <p>イ その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき1,100円 (イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき540円 (ウ) 内容積500リットル未満の容器 1個につき21円</p>
------------------	--